

# この街応援資金

平成 28 年 4 月 1 日現在

商品名	この街応援資金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>・北海道信用保証協会の保証の対象となる事業を営んでいる方または法人</li><li>・当金庫の会員になれる方<ul style="list-style-type: none"><li>①当金庫の地区内に住居または居住を有する方</li><li>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</li></ul></li></ul> 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使用みち	・事業資金(運転・設備資金)
ご融資限度額	・500万円以内
ご利用期間	・運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内。(据置期間 6 ヶ月以内を含む)
ご融資利率	・変動金利のみの取扱いとします。 ・変動金利について、借入後の利率は基準金利(長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入れ後の利率の変更回数は 4 月と 10 月の年 2 回で新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用します。
ご返済方法	・証書貸付/元金均等毎月返済もしくは元利均等毎月返済
担保	・原則、担保は必要ありません
保証人	・原則、法人は「経営者保証ガイドライン」による対応とさせていただきます。個人事業者は不要とします。 ・北海道信用保証協会の保証をご利用いただきますので、保証料がかかります。
手数料	・証書貸付期間の期限前(融資開始から 2 ヶ月経過後に限り)に繰上償還及び一部繰上償還(融資残高の 50% 以上の割合)を行う場合、該当返済元金に対し 0.540%の割合で手数料がかかります。 (例)該当返済元金 50 万円の場合 2,700 円となります。 ・融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。
保証料	・信用保証協会所定料率とします。 (例)借入金額 300 万円、返済期間 5 年、保証料率 1%の場合 保証料は 82,500 円となります。
金利情報の入手方法	・金利については窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9 時～17 時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。</li><li>・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9 時～17 時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・主な必要書類 ※詳しくは窓口へご相談ください。 ①お使用みちを確認する書類(設備資金の場合) ②みらい創造サポートご相談申込書 など</li><li>・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店にお問い合わせください。</li></ul>